

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

PCBは法律で定められた期限までに処分しなければなりません

■PCBとは？

主に業務用の電気機器や照明器具（安定器）に使用されてきました。

その後、有害性が判明したため、1977年に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っていると思われる。

■PCBは法律で処分期限が定められています

・変圧器・コンデンサー等（高濃度）

↓令和4年3月31日まで
・安定器・汚染物等（高濃度）

↓令和5年3月31日まで
・低濃度（濃度が一定以下のもの）

↓令和9年3月31日まで
※これらの期限までに処

理委託を行わない場合には、命令・罰則の対象となります。

■処分期限は確実に近づいてきています

PCBが使用された変圧器・コンデンサー等の処分期限まで令和3年10月で残り半年です。

■早めの準備をお願いします

現在使用中の機器も廃棄して処分を委託する必要があるため、計画的に廃棄・処分してください。

■対象機器の調査方法や処理方法等は？

環境省のホームページをご覧ください。

【PCB早期処理情報サイト】
<http://pcb-souki.shori.env.go.jp>

■お問い合わせ

税務住民課
住民生活グループ

☎4-2511内線118

☆4-251103

お知らせ

ごみは分別し、決められた日に出しましょう

■ごみ分別の徹底をお願いします

日頃より、ごみの分別と排出にご協力を頂きましてありがとうございます。

本町では、循環型社会の構築のため資源として利用できるものは活用し、天然資源の消費を抑制し、環境の負荷を減らす社会を目指しています。

しかし、一部、正しい分別がなされていないゴミステーションから収集できないゴミが見受けられます。

改めて、町で発行してあります「ごみの分別便利帳」をご確認いただき、分別のご協力をお願いします。なお、ご不明な分別がありましたら、税務住民課、又は下川運輸

（☎4-2531）、北町廃棄物処理場（☎4-3169）へお問い合わせください。

■ごみは決められた日に出しましょう

ごみを出すのは、収集日当日の午前8時30分までです。

前日の夜や収集後にごみを出してしまうと、悪臭を放つ原因となるとともに、熊やカラスなどの動物を誘引する原因となります。

■お問い合わせ

税務住民課
住民生活グループ

☎4-2511内線118

☆4-251103

運転免許証更新時講習 (11月4日から12月2日まで)

駅前交流プラザ「よろーな」

■違反運転者講習(2時間)

11月18日(木)午後7時

■初回更新者講習(2時間)

11月11日(木)午後2時

■一般運転者講習(1時間)

11月4日(木)午後2時

11月11日(木)午後5時30分

12月2日(木)午後2時

■優良運転者講習(30分)

11月4日(木)午後1時

11月18日(木)午後6時

12月2日(木)午後1時

